

## 第26回大阪府環境審議会 会議録

開 会 午後2時

**司会（古川補佐）** 長らくお待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、第26回大阪府環境審議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境農林水産総務課の古川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

皆様方には、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。なお、草川環境農林水産部長でございますが、本日、出席の予定をしておりましたが、急遽所用がございまして欠席させていただくことになっております。この場をお借りしておわび申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、酒井環境政策監からご挨拶申し上げます。

**酒井環境政策監** 環境政策監の酒井でございます。第26回大阪府環境審議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席をいただき、誠にありがとうございます。また、日ごろから、環境行政を初め府政の各般にわたりご支援、ご協力を賜っておりますことに対しまして、この場をおかりいたしまして厚くお礼を申し上げます。

本日の審議会は、水質規制部会でご検討いただきましたほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについてご審議をいただきますほか、廃棄物処理法の改正に伴う大阪府循環型社会形成推進条例の改正について諮問させていただくとともに、2つの事項についてご報告をさせていただきます。このうち、平成15年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告につきましては、平成14年3月に策定をいたしました大阪21世紀の環境総合計画の進行管理の一環でございまして、委員の皆様には計画の進捗状況に関する幅広いご意見をいただければ幸いです。いただきましたご意見は、取りまとめの上、平成16年版の大阪府環境白書に掲載をさせていただく予定でございます。

どうか本日の審議会が実り多いものとなりますよう、委員の皆様方の忌憚のないご意見、ご提言をいただきますようお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**司会（古川補佐）** 続きまして、委員のご紹介をさせていただきます。時間の都合によりまして、本年6月にご就任いただきました委員のうち、本日初めてご出席いただきました委員のみご紹介をさせていただきます。

（新委員紹介）

なお、本日の委員定数41名のうち23名の方のご出席をいただいておりますので、大阪府環境審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、本審議会が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

( 配 付 資 料 確 認 )

それでは、ただいまから議事に入りたいと存じます。南会長、どうぞよろしくお願いたします。

**南会長** この審議会会長を仰せつかっております大阪府立大学の南でございます。それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

まず、議題1は、ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについてでございます。これに関しましては、本年5月の第24回環境審議会で大阪府より諮問を受けまして、これは専門的な見地からの検討が必要であるということで、水質規制部会を設置して検討をお願いしてまいりました。先般、部会としての報告がまとめられたということでございますので、本日、この部会長をお願いしております村岡委員の方からご報告をいただければと思っております。

村岡先生、よろしくお願いたします。

**村岡部会長** 水質規制部会の部会長を仰せつかっております村岡でございます。

お手元に資料1-1、資料1-2をお配りいただいておりますが、資料1-2の分厚い方がきょうご説明する報告書の本体でございます。まず、資料1-2の最後のページをご覧いただきたいと思えます。15ページになります。知事から「ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直しについて」という諮問をいただきまして、それ以降、2回にわたってこの部会を開催しております。その間にパブリックコメントで府民の皆様から意見をいただいております。それも反映した形になっております。14ページあるいは11、12、13ページといったあたりに細かい数字が出ておりますが、この表がきょうご報告する改正案のまとめでございます。これは後ほど例を引いてご説明するつもりでございます。

こういった分厚いものですので、この概要版を資料1-1としておつくりいただいております。横長のA3の資料でございます。この資料1-1を主に使わせていただいております。

まず、左の上に、ほう素等有害物質の規制について載っております。

平成13年7月に水質汚濁防止法が改正されまして、ほう素、ふっ素、アンモニア等の3物質、これを総称してほう素等3物質と言っておりますが、これらが有害物質に追加されました。これに伴い、大阪府では、平成14年3月に上乘せ条例及び生活環境保全条例の改正を行いまして、ほう素等3物質を有害物質に追加するとともに、上乘せ基準等を設定したところでございます。

水質汚濁防止法で有害物質といますのは、人の健康にかかわる被害のおそれのある物質として、既に現在、カドミウムなど26物質が定められておりまして、排水量にかかわらず、すべての規制対象事業場に対して全国一律の排水基準が設定されております。さらに、水質汚濁防止法の第3条第3項におきまして、都道府県が法による一律基準よりも厳しい許容限度を定める排水基準を条例によって定めることができると規定されておりますので、これがいわゆる上乗せ基準として既に大阪府が設定しているものでございます。

大阪府では、上水道の水源となる地域においても都市化が進行しておりますことを踏まえまして、上水道水源を保護して安全な飲み水を供給するために、この法律の規定に基づいて上乗せ条例を定め、上水道水源地域において、既に決まっております有害物質26物質について法の一律基準のおおむね10倍厳しい上乗せ基準を設定しております。また、生活環境保全条例におきましては、法の対象外の条例で定める事業場を追加して、上乗せ基準と同様の基準を適用しております。

この資料に大阪府の地図がございしますが、斜線を引いているところが上水道水源地域で、ここを保護するために上乗せ基準がしかれております。それ以外のところ、その他の地域と書かれておりますが、一般地域とも呼びますこの地域と、それから海域が排水基準の対象になるわけです。

左の上に小さな表が出ておりますが、上乗せ基準を示しております。数字の排水基準は、排出水1ℓあたりに含まれる有害物質の許容限度、つまり許容される最大の量をミリグラムで示しております。例えばほう素では、法の排水基準が10mg/ℓ、これに対しまして上乗せ基準では1mg/ℓということです。ふっ素は8に対して0.8、アンモニア等は100に対して10、海域で、ほう素につきましては230に対して10、おおむね10倍あるいはそれ以上の厳しい上乗せ基準をしいているわけでございます。

次に、左下の2、ほう素等3物質の排水基準に係る経過措置についてご説明いたします。

平成13年7月の法改正で、国におきまして、法の一律基準を直ちに遵守することが非常に技術的に困難な業種、40業種の事業場に対し、暫定排水基準を適用するという経過措置が設けられております。そのため、府におきましても、当該事業場に対しまして、上乗せ条例と生活環境保全条例において暫定排水基準を設定いたしました。この適用期限が平成17年3月31日に到来するというところで、今回の見直しが生じてきたわけです。左の下に図が出ておりますが、ここの原点が時間軸における出発点ということで、平成13年7月1日に国の方で排水基準が設定されております。薄い直線が横に延びておりますが、これが法の排水基準です。それに対しまして、40業種について暫定排水基準を設けている。こういうものが

決まりました後、これに対して、今申しましたように大阪府が上乘せ基準と暫定排水基準の設定を新たに行ったということで、法のレベルよりも高くなっております。これは、上乘せ条例ですから、法の基準よりも当然きつい基準を設定したことになるわけです。

この暫定排水基準が具体的にどのようなものであるかということにつきましては、報告書の11ページから14ページに、それぞれ対象物質に分けて表にしております。この表の右側の暫定排水基準の欄の数字がその基準値でございます。例えば、11ページの(1)ほう素の例でいいますと、一番上に電子部品製造業という業種が載っておりますが、これが、平成16年6月30日までは1ℓ当たり25mgであり、現在適用されている暫定排水基準は、平成17年3月31日までは、その値が10mgとなっております。そのように見ていただきますと、それぞれの業種についてこのように見直しているということがわかるわけでございます。

次に、資料1-1の真ん中の上、3の府内の河川水質の現状についてご説明いたします。

まず現状の水質がどんな状態であるかということをお調べの上で見直しをする必要があります。この度、加わりましたほう素等3物質につきまして、大阪府の水質測定計画に基づいて実施されましたデータを見ますと、測定地点が12年度から14年度までは138地点、15年度は少しふえまして144地点で、ほとんどクリアしているんですけども、ふっ素について基準を超過したものが14年度2地点、15年度1地点あり、このうち14年度の1地点が実は上水道水源地域にあるという結果が出ております。これらの地点に対しては、超過の原因となりました事業場の排水等を調査し、担当が処理施設の改善指導を行っております。今年度に入って現時点まで、環境基準は全部クリアしているということでございます。

次に、4の見直しの考え方及び見直しの検討結果についてでございます。

こういう見直しをするときにはしばしば、基本的な考え方をまず最初に上げておいて、その基本的な考え方に沿って業種ごとに逐一見直していくということを行います。現在は、上水道水源地域においてほう素等3物質の暫定排水基準を延べ58業種に設定しております。新設、既設の区別なく同じ暫定排水基準を適用しています。ここでいう新設、既設といいますのは、新たに今回のように基準を設定する時点におきましてそういう施設がある場合は既設、それ以降新たに設置される場合は新設、このように分類しております。

今回の見直しに際して新設となる事業場に対しましては、これまで3年間の経過措置を講じてきたことも踏まえ、上水道水源を保護する観点から、暫定排水基準を完全に廃止して上乘せ基準を適用することが適当であると考え、この見直しの対象になりましたのが58業種でありまして、このすべてに対して上乘せ基準を

適用することを提案しております。上水道水源地域に施設を設置する既設の事業場でございますが、見直しの対象になるものが27業種ございまして、これを検討していくということです。先ほど申しました基本的な考え方は、資料の真ん中のところに新設のもの、既設のものに区分して書いております。

見直した結果どうなったかということをおおざっぱにまとめましたのが、そのところから矢印が2本出ておりまして、見直しの結果ということで出ておりますが、まず、新設の事業につきましては、58業種すべてに上乘せ基準を適用する、それから、既設の事業場が27業種あるわけですが、そのうち17業種は上乘せ基準を適用できるということで、いわば三重丸という形になります。しかし、残りの10業種につきましては、いささか検討の余地がございます。その結果をまとめたのが下の表で、全部で10業種あり、ほう素、ふっ素、アンモニア等、項目別に記しております。

これは、どういう考え方でどういう結果になったかと申しますと、このうちの6業種につきましては、暫定排水基準をこれまでのものから強化できる。残りの4業種は、現行の暫定基準を引き続き適用することになります。そのように言いましても、もう少し細かくこの表を見ていただいたらわかるんですが、6業種で、強化した基準というのが、上乘せ基準まではいかないけれども、法の排水基準よりはきつुकできる、こういう状態で上乘せ基準が設定されたものが2業種ございます。さらには、法の排水基準まで強化できる対象になりましたのが4業種ということで、これは二重丸か一重丸という形になるかと思えます。

それから、現行の基準をそのまま適用する4業種につきましても、そのうち3業種は法の排水基準まで強化できるということですが、1業種だけそこまでいかなかったものがあります。この表を見ていただきますと、改正案という欄がありまして、下から4番目に900という値が出ていますが、これが法の基準まで届かなくて当面これを暫定基準にするもので、理由があつてのことですけれども、これは畜産業でございます。

もう少し業種別に詳しくご説明いたしますと、暫定排水基準を強化するものは、例えばほう素の電気めっき業では、現在適用している平成17年3月31日までの基準値である50mg/lを10mg/lまで強化するということです。同様に、ほう素のほう酸製造業あるいはふっ素の電気めっき業、アンモニア等のし尿浄化槽及び化学処理を行うものを除いたし尿処理施設、電気めっき業、下水道業につきましては、暫定排水基準を強化しております。これが6業種でございます。

それから、現行の暫定排水基準を引き続き適用するものに星印がついておりますが、これはアンモニア等の化学処理を行うし尿処理施設、畜産業、食料品製造業、金属製品製造業でございます。例えば、食料品製造業におきましては、豆腐

や肉製品の製造業などが多いのですが、原料そのものから窒素成分が出てしまう、あるいは金属製品製造業で対象になりましたものでは、金属の表面処理を行う薬品に窒素分が含まれて、それがどうしても排水へ出ていってしまうということなどがあります。

この4業種のうち、化学処理を行うし尿処理施設、畜産業の2業種につきましては、平成16年7月に国の暫定基準の見直しに伴って基準が強化はされております。事業場を見ますと、畜産業、食料品製造業、金属製品製造業というのは比較的多くの事業場があるんですけども、大体において零細な事業場が多いという特徴がございます。そうした事業場の排水実態を見ますと、排水の処理技術の現状が、新しい高度な処理施設にするには費用が多くかかるということ、あるいは零細企業におきましてそういう施設を設置するスペースの問題などいろいろございまして、今回そういった検討を行った上、先ほど申しましたような暫定基準になっているというのが実情でございます。

以上が上水道の水源地域に排出水を排水する事業場に適用される基準でございます。

海域の方はどうかといいますと、これは排出水を排水する事業場に適用する暫定排水基準の見直しになるわけですが、一つの原則的なものがございまして、陸水域と同じ基準を適用することが妥当であると判断いたしました。そういうことで、平成13年12月の本審議会答申の考え方を踏まえまして、陸水域、つまり河川や水路等に排出水を排水する事業場に適用する法の暫定排水基準と同様の基準を適用することといたしました。

以上が海域に適用する暫定排水基準でございます。

この資料1-1には書いてございませんけれども、報告書には、最後に「おわりに」というまとめたものを記しております。そこでは、部会の総意といたしまして、今後、ほう素等3物質に対して、府域の公共用水の水質保全に当たり留意していただきたい事項を挙げております。先ほども申しましたような零細事業場に対する施設改善の指導、それから下水道など、割合に排水量の多い暫定基準を適用しなければならないような業種の事業場に対する指導、また畜産業も、いろいろ問題がございますけれども、今後暫定基準をより厳しく持つていくための指導育成といった観点から、指導をぜひ強化してほしいという要望をまとめております。

それから、初めに言いましたように、どの部会等も同じでございますが、素案がまとまった段階で、府民に対しましてパブリックコメントという形で意見を聴取しております。今回も幾つかいただきまして、それを資料1-3にまとめております。今回、特に参考になるご意見をいただきまして、早速2回目の部会でそ

れを反映させて今回の改正案をまとめ上げたということでございます。

以上、少々長くなりましたが、私からの説明とさせていただきます。

**南会長** どうもありがとうございました。ただいまの村岡部会長のご説明に対して、何かご質問、ご意見等がございましたら、ぜひお願いしたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。

**熊井委員** 村岡先生、どうもご苦労さまです。単純な質問なんですけど、上水道水源地域というのはものすごく広いですね。市域もかなり入ってまして、この中で、暫定の基準、例えばほう素で見ますと、電気めっき業の事業場1というのは、これは全部で1つしかないんでしょうか、それとも問題のあるところが1カ所という意味でしょうか。

**村岡部会長** 全部で1業種ということですよ。事業数はまた別なんです。事業種というのが1、電気めっき業がということですよ。そのうちの1つがどうのこうのという話になってくるわけですね。当然、そういった場合、付近で上水源にしている上水道事業者があるかということがまず問題になってきます。それは係の方で当たっております、それへの影響はないという形で逐一チェックしております。

**熊井委員** ちょっとわからないんですが、「事業場数」というのがありますね。これが1ということは何ですか。

**村岡部会長** これは、だから、事業場そのもの、工場といいますか、会社といいますか、これが1つということですよ。

**熊井委員** この全体の地域の中で1カ所だけということですか。

**事務局（大槻副理事）** そのとおりでございます。1カ所ということですよ。

**熊井委員** 意外と少ないという感じがします。ありがとうございました。

**南会長** その他、ご質問はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

特にその他ないようでございますので、ただいま水質規制部会からいただいた報告を本審議会の答申としたいと存じますが、よろしゅうございますでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

それでは、異議なしということでございますので、ただいまの水質規制部会からのご報告を本審議会の答申とさせていただきます。村岡先生、どうもありがとうございました。

それでは、議事の2に移らせていただきます。

大阪府循環型社会形成推進条例の改正についてということで、これについて大阪府の方から諮問があるということでございます。

**事務局（古川補佐）** 廃棄物処理法の改正に伴いまして、循環型社会形成推進条例

の改正が必要と考えておりまして、環境審議会のご意見を伺いたく、酒井政策監から諮問をさせていただきたいと思っております。

**酒井環境政策監** それでは、知事にかわりまして諮問をさせていただきます。

諮問文の読み上げをさせていただきます。

大阪府環境審議会 会長 南努様 大阪府知事 太田房江

大阪府循環型社会形成推進条例の改正について（諮問）

標記について、別添改正案のとおり改正することについて、貴審議会の意見を求めます。

以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔酒井環境政策監より南会長に諮問文書手交〕

**南会長** ただいま資料2-1による諮問をいただきました。この諮問の内容について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局（松本課長）** 環境指導室産業廃棄物指導課長の松本から、大阪府循環型社会形成推進条例の改正につきまして説明させていただきます。

ご承知のとおり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律が改正されまして、本年4月28日に公布されております。この法律は、政令が定められた10月27日に施行されました。なお、一部は来年4月1日に施行予定となっております。

一方、大阪府循環型社会形成推進条例は、循環型社会の形成に関する基本施策を定めまして、産業廃棄物の不適正処理状況を改善するため、貴審議会の答申を踏まえ、平成15年3月25日に制定いたしまして、同年4月1日に基本的事項を、産業廃棄物の処理に関する事項は本年1月1日に施行しております。

本条例は廃棄物処理法の定義等を用いておりますので、改正廃棄物処理法に関連して本条例を改正する必要が生じております。このようなことから、本日の環境審議会に本条例の改正案を諮問させていただきたいと思っております。

それでは、まず、お手元の資料2-2をご覧ください。今回の改正の概要を取りまとめておりますので、これに基づきご説明させていただきたいと思っております。

改正廃棄物処理法からご説明申し上げたいと思っております。資料の左側でございますが、改正内容は3点ございます。

まず1点目でございますが、指定有害廃棄物及びその処理に関する基準の設定でございます。軽油の密造に伴い排出される硫酸ピッチが社会問題になっていることを踏まえ、人の健康または生活環境に係る重大な被害が生ずるおそれがある性状を有します廃棄物を指定有害廃棄物として政令で定めておりまして、硫酸ピッチが指定されております。この指定有害廃棄物につきましては、保管、収集、運搬、処分の処理基準に従った処理以外の処理を禁止しております。この処理基準に違反した場合には、直罰の対象となっております。施行日は、本年10



月27日となつてございます。

次に、最終処分場の跡地等における土地の形質の変更に係る措置でございます。最終処分場跡地等の土地を掘削することなどによりまして、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれのあるものとして政令で定める区域において土地の形質変更をしようとする者に対し、都道府県知事への届出を義務づけるとともに、土地の形質変更の計画が環境省令で定める基準に適合しないと認められるときは、計画変更を命ずることができます。また、土地の形質変更が行われた場合で、生活環境への影響が生じていると認められるときは、都道府県知事が必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。施行日は、来年4月1日となつてございます。

最後の3点目でございますが、廃棄物処理施設の事故時の措置でございます。これは、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理施設において事故が発生し、廃棄物や汚水等の飛散及び流出等により周辺的生活環境の保全上の支障が生じた場合などにおきまして、当該処理施設の設置者に対し、応急措置の実施及び都道府県知事への届出を義務づけるとともに、当該処理施設において事故の応急措置を講じていないと認められるときは、都道府県知事が必要な措置を講ずべきことを命ずることができます。施行日は、本年10月27日となっております。

以上が改正されました廃棄物処理法の主な概要でございます。

次に、改正廃棄物処理法に関連する大阪府循環型社会形成推進条例の改正案についてご説明申し上げます。

資料の中ほどに記載しておりますが、まず、第2条で定義しております「産業廃棄物処理基準」と「産業廃棄物の不適正な処理」について、改正が必要でございます。第10項では産業廃棄物処理基準等と定義しておりますが、また第11項の産業廃棄物の不適正な処理におきましても産業廃棄物処理基準等を定義しております。これらの定義をもとに、産業廃棄物を自ら保管しようとする者に産業廃棄物処理基準等の遵守を義務づけ、産業廃棄物の不適正な処理によって生活環境の保全上支障を生じさせることのないよう求めております。今回の改正廃棄物処理法により指定有害廃棄物の処理基準が定められましたので、硫酸ピッチの保管などの不適正処理が発覚した場につきまして、本条例に基づく指導を行い早期是正を図るため、矢印で示しておりますように、定義の第10項及び第11項に指定有害廃棄物の処理基準を追加するための改正が必要でございます。

指定有害廃棄物を定義の第10項及び第11項に追加することによる改正の効果といたしましては、資料の右側に記載しておりますように、硫酸ピッチの保管状況が処理基準に不適合と疑われる場合などにおきまして、一定の期限を定めて搬入の停止を命ずることができることなどにより、早期是正を図ることができます。

次に、条例第54条の廃棄物処理法に基づく命令に関する公表の改正の件でございます。

第2項では、廃棄物処理施設や廃棄物の処理に関しまして、改善命令等を受けた者が正当な理由なく当該命令に違反したときは、違反した者の氏名等を公表できる旨を規定しております。今回の改正廃棄物処理法では、廃棄物最終処分場の跡地における土地の形質の変更が基準に適合しない場合に土地の形質変更の施行方法の変更命令が定められましたので、本項において、廃棄物最終処分場の跡地等における土地の形質変更の計画変更命令を追加するものでございます。

第3項では、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理業者の許可の取消し、営業停止命令等の処分を行った場合に、処分を受けた者の氏名等を公表する旨を規定しております。今回の改正廃棄物処理法では、廃棄物最終処分場の跡地におきまして基準に適合しない土地の形質変更を実施し、生活環境保全上の支障が生じている場合には、生活環境への支障の除去の措置命令が定められましたので、本項において、これに係る措置命令を追加するものでございます。また、廃棄物処理施設の事故時には応急の措置を講じることになりますが、この応急措置が講じられていない場合には応急措置の命令が定められましたので、本項におきまして、事故時における応急措置命令の規定を追加するものでございます。

次に、条例改正の具体的な改正案でございますが、資料2-1の最後に添付しております別添のとおりでございます。なお、施行日は来年4月1日とさせていただきます。

以上の条例改正につきまして、貴審議会の意見を求めるものでございます。

今回の改正は、廃棄物処理法の改正に伴っての条例改正でございます。条例制定の際にいただきました審議会答申の考え方に沿ったものでございます。また、この条例改正は、来年2月の府議会に改正案を上程したいと考えておりますので、誠に恐縮でございますが、本日ご答申をいただきたいと存じますので、ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

**南会長** どうもありがとうございました。ただいまご説明いただきましたように、廃棄物処理法が改正されて10月27日に施行された、これに伴って大阪府の循環型社会形成推進条例の一部を改正しようということでございますが、できるだけ早く対応できるように来年2月の府議会に上程したい、そういう趣旨でございます。ただいまの事務局からの説明に対して、ご質問、ご意見をいただければ幸いです。

これについては、一回おくというよりは、むしろ機動性を出して早くそれを施行できるようにという願ひもございまして、本日に答申をいただいて、ここでの審議会の意見を尊重し、それを改正して2月府議会に上程、そうしてできるだ

け早く実行に移せるようにご配慮をお願いできればと思いますが、ご質問、ご意見をいただければ幸いです。

内容について特にご異議がないと考えてよろしゅうございますでしょうか。

それでは、これは国の廃棄物処理法の改正、それに伴って府の条例の改正ということで、できるだけ機動的に早く実行に移せるようにということも踏まえまして、資料2-1の最終ページに付されております大阪府循環型社会形成推進条例改正案をもって答申としたいと考えますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

それでは、特に異議がないようございまして、この改正案のとおり答申させていただきます。どうもありがとうございました。

本日の審議事項は以上の2件でございます。

せっかくのこの機会でございますので、あと2件の報告事項をお願いしたいと考えております。

まず、報告事項の第1点は、平成15年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告でございます。この問題は、前回7月の審議会でも報告があったとおりでございます。環境総合計画の進行管理の一環ということで、進捗状況について本審議会の意見を聞いて、大阪府の見解とあわせて公表しようというねらいがございます。

それでは、事務局の方からパワーポイントを使って説明させていただきます。よろしく申し上げます。

**事務局(下村総括主査)** 大阪府環境農林水産総務課の下村と申します。よろしく申し上げます。

「平成15年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告」という9月大阪府議会にご報告し、事前送付させていただいた資料3-2の冊子がございます。その内容を全部今からご説明しますと時間がかかりますので、パワーポイントでご説明をさせていただきます。資料3-1がそれを紙に落としているものでございます。

前半は平成15年度における大阪府域の環境の状況、後半は平成15年度に環境農林水産部を中心として大阪府の各部局が講じました施策に関して、ご報告をさせていただきます。

まず、大阪の環境の状況といたしまして、一つ目が大気質でございます。

大阪府域におきましては、一般環境の大気汚染の状況を把握する測定局、一般環境大気測定局と申しておりますものが75局、道路沿道で自動車排ガスの影響をとらえる測定局、自動車排ガス測定局が38局ございます。二酸化硫黄・SO<sub>2</sub>、一酸化炭素・CO、二酸化窒素・NO<sub>2</sub>、浮遊粒子状物質・SPMなどを常時測

定しております。

15年度におきまして特筆すべき点は、中ほどにございますNO<sub>2</sub>の一般環境測定局72局と浮遊粒子状物質の自動車排ガス測定局と一般環境測定局を合わせ全局で初めて環境基準を達成いたしました。しかし、自動車排ガス測定局の二酸化窒素や、光化学スモッグの予報、注意報の発令を大阪府の環境情報センターでやっておりますが、その指標となります光化学オキシダントにつきましては、依然として環境基準未達成の状況でございます。ちなみに、光化学スモッグの予報、注意報の発令回数につきましては、15年度につきましては、冷夏でございましたが、予報は17回、注意報は10回発令をしております。

続きまして、水質の状況でございます。

左側でございます鉛、カドミウムなどの健康項目26項目、それから右側の有機物による水の汚れを示しますBODやCODなど生活環境項目について、大阪府域の河川あるいは海域・大阪湾で測定をしております。

健康項目につきましては、河川 144地点、海域22地点で測定をいたしました。平成13年に環境基準に追加されましたふっ素、あるいは各種溶剤に使用される有機塩素系のジクロロメタンという物質が各1地点、ともに大阪市内河川でございますが、環境基準を超過いたしました。しかし、それだけでございますので、ほぼ達成という状況でございます。

河川のBODは、ここ10年ほどで改善傾向が見られます。おおむね5割の地点で達成しております。これまでから工場などにおきます対策は進んできておりますが、BODの汚濁負荷の8割が未処理の生活排水という状況でございます。未処理の生活排水は約14%程度でございますが、この14%がBODの負荷の約5割を占めております。大阪21世紀の環境総合計画におきましては、平成22年度を目標といたしまして、生活排水処理率 100%を目指しております。

一方、海域・大阪湾でございますが、CODはほぼ横ばいでございます。基準が緩い湾奥部では達成しておりますが、その外側や関西空港周辺では基準が厳しく、環境基準が未達成の状況でございます。

続きまして、化学物質の状況でございます。

まず、右側のP R T R届出及び推計による化学物質排出量でございますが、P R T Rと申しますのは、Pollutant Release and Transfer Register ということでございます。汚染物質の排出や移動を登録する制度でございます。これを規定しているのがP R T R法という法律でございます。全国集計を国で行い公表しており、そのうち大阪府域については大阪府が集約をしております。この内容は、届出対象が21事業所で、第1種指定化学物質としまして 354物質、年間の取扱量が5 t以上のものにつきまして届出をお願いしているという状況で、届出対

象外のもは国の方で推計をしております。大阪府の排出量は、届出された数量と推計分の合計が約5万tでございまして、全国で3位という状況でございます。排出量のうち届出されたものにつきましては、13年度は約1万t、14年度は約8,000tという状況でございまして、約20%減少しております。主な理由といたしましては、工場の移転などもあるんですけれども、鉄鋼業及び化学工業での減少が多いという状況でございます。

それから、左側にあります大気、土壌等におけるダイオキシン類、河川水質等におけるダイオキシン類の状況でございますが、ダイオキシン類特別措置法というものがございまして、それに基づきまして大気質、地下水、土壌、海域、河川の状況を把握しております。大気、地下水、土壌、海域水質につきましては、100%環境基準を達成しております。しかし、海域の底質、河川は水質も底質も含めましてまだ環境基準を一部超過しているという状況でございます。超過している部分につきましては、原因究明なり対策を実施しております。14年度と15年度の達成率を比べますと、若干向上しているという状況でございます。

続きまして、廃棄物でございます。

産業廃棄物や一般廃棄物の排出量につきましては、減少傾向にございます。一般廃棄物の1人1日当たりの排出量につきましては、全国平均より2割程度多い状況でございます。これは、埋立処分場や焼却炉が大阪、関西は整っているという状況もあって、若干リサイクル率が悪いということでございます。しかし、毎年、排出量につきましては減少傾向にはございます。

産業廃棄物の不適正処理件数については、増加傾向にございます。不適正処理につきましては、早朝や深夜、休日などに不法投棄するという事で、悪質巧妙化しております。また、住民の意識もだんだん向上してきていますので、通報もふえているという状況でございます。後ほど講じた施策の方でご説明しますが、パトロール体制も強化しておりますので、発見数については増加をしております。しかし、解決件数についても、14年度から15年度にかけて大幅に増加しております。発見数も解決件数も増加傾向でございます。

続きまして、地球温暖化、ヒートアイランド現象についてでございます。

将来の世代によりよい環境を残すためには、全世界共通に地球温暖化対策に取り組んでいかなければならないし、深刻に受けとめなければならぬ問題と考えております。大阪府におきましては、二酸化炭素を5%、温室効果ガス全体で9%の削減目標を立てております。日本全体におきましては、京都議定書の約束でも6%という目標を立てているんですが、大阪府はそれ以上の9%という目標を立てております。このうち二酸化炭素につきましては、特に民生部門や運輸部門については排出量が伸びております。これまで以上の対策が必要かと考えてお

ります。

ヒートアイランド現象についてでございますが、クーラーや自動車からの人工排熱がどんどん増加していることや、道路や建物のコンクリート、アスファルトが蓄熱しますので、その蓄熱量が増加するということが、大阪でもこれまでからいろいろ言われてきております。その中でも、指標として、年平均気温や、最高気温が30度以上の真夏日、あるいは最低気温が25度以上の熱帯夜の指標全てにおいて、大阪は他の大都市よりも多く、さらに温度も上昇しているという状況でございます。今年は非常に暑かったんですけれども、去年は少し冷夏でございました。新聞でも結構報道されましたように、30度を超える真夏日は94日で記録更新しております。94日といいますのは、1年間 365日ですので、1年の4分の1以上が真夏日という状況でございます。まさに亜熱帯化しているのではないかと考えております。真夏日、熱帯夜が非常に増加しているという状況は、ヒートアイランドあるいは地球温暖化に原因があるものと考えております。

大阪府域の気温分布をお示しします。これは、20年前と現在の8月の気温分布を比べたものでございます。左側が20年前、右側が現在、上段が15時、下段が午前3時の状況でございます。見ていただきますと、赤い部分が高いということで、現在は20年前に比べて大分暑くなっていることがわかってと思います。ヒートアイランド現象が顕著にあらわれているのが午前3時の部分でございます。昼間の蓄熱、人工排熱の多い大阪市域を中心に、島状の高温域が形成されております。

続きまして、平成15年度におきまして講じた施策についてでございます。

まず、廃棄物の減量化・リサイクルの推進でございますが、これは環境総合計画のトップに掲げているものでございます。

先ほどご議論いただきました循環型社会形成推進条例を15年度に施行しております。この循環型社会形成推進条例は、先ほど松本課長の方からご説明させていただきましたように、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、不適正処理の撲滅を目指しているものでございまして、15年度におきましては、この基本方針の検討、あるいは大阪府内の廃棄物のリサイクルを一層推進し、リサイクル関連産業を育成するため、再生品を認定、普及させるというリサイクル製品の認定制度の創設に向けた検討を行いました。これは、今年度を実施しております。

大阪エコエリア構想の推進でございますが、例えば堺第7-3区廃棄物最終処分場の跡地を活用いたしまして、民間事業者を主体とするリサイクル施設の整備を推進するため、民間の企業者の誘致に関してサポートしてまいりました。

それから、廃棄物処理法に基づきリサイクルをする家電リサイクル大阪方式の推進に向けて、府の広報媒体等を通じた情報提供を行いました。

続きまして、地球環境保全等に資する取り組みでございます。

地球温暖化対策推進法という法律がございますが、これに基づきまして、平成15年7月に大阪府みどり公社を大阪府地球温暖化対策防止活動推進センターに指定いたしました。大きな活動といたしましては、家庭における温暖化防止など民生部門の普及啓発を担うものでございまして、情報誌の発行や地球温暖化防止活動推進員の研修会あるいは活動報告会を開催したり、省エネ機器のモニター事業などを実施しております。

また、次世代エネルギーである水素を燃料といたします燃料電池自動車の普及促進ということで、15年9月に、府内の官民8団体が一体となりまして「おおさかFCV推進会議」という会議を設置いたしました。府庁の駐車場の端になりますが、移動式水素ステーションを開設し、試乗会なども実施しております。

それから、移動式水素ステーションの近くですが、府庁の駐車場の一部におきまして、民間事業者の協力を得まして駐車場の芝生化の実証実験を開始いたしました。ヒートアイランド対策にも役立つものと考えておりまして、通常のアスファルト舗装の駐車場との温度の比較などをやっております。

続きまして、自動車公害の防止でございます。

自動車NO<sub>x</sub>・PM総量削減計画につきましては、平成15年7月、国の同意を得まして策定をいたしております。平成22年度に二酸化窒素と浮遊粒子状物質の環境基準を完全達成することを目標に掲げております。削減対策の中心となりますのが、ディーゼル車の車種規制により、トラックなど約30万台が数年以内に買い替え等をしなければならないというものでございます。買い替え等をしなければ、車検が通らなくなるということでございます。

それから、低公害な車の普及を促進するために、平成14年度から実施しているのですが、グリーン配送というものがございます。14年度については本庁及び警察本部で導入していたのですが、府庁に物品を納入する業者に低公害な車の使用を求めるものでございまして、15年9月からはすべての出先機関に拡大をいたしております。

TDM施策、するっと交差点対策というものでございますが、これは、渋滞を解消することにより、自動車排ガスによる大気汚染の軽減も図れるということで、35カ所の交差点において右折レーンの設置等に着手いたしまして、15年度中に19カ所で完成しております。これは大阪府の土木部で対策をとっているものでございます。

続きまして、廃棄物の適正処理でございます。

不法投棄監視パトロール体制の強化ということで、廃棄物の不法投棄など不適正処理事案を専門に担当する組織といたしまして、15年度から現職警察官5名を

含む総勢14名の体制で、環境指導室産業廃棄物指導課内に不適正処理対策グループを設置いたしました。それに加えて、市町村の推薦に基づいて府民の方12名を不法投棄等監視連絡員に委嘱し、警察や市町村と連携して監視パトロールを強化いたしております。

それから、PCB廃棄物対策として、PCB廃棄物の適正な保管、処理を推進するために、16年3月、大阪府PCB廃棄物処理計画を策定しております。事業者への適正保管の指導、近畿各府県と協力し、環境事業団によるPCB処理施設の整備などを促進しております。右下の環境事業団によるPCBの広域処理という表にありますように、主に高圧機器について大阪市の此花区北港に設置し、処理の実施開始は18年8月からの予定でございます。

続きまして、水環境の保全、環境リスクの低減・管理という2つの項目について、あわせて説明をいたします。

水環境の保全についてでございますが、生活排水処理実施計画の推進と、大阪湾再生行動計画の策定がございます。大阪湾再生行動計画ですが、15年7月に国あるいは関西の9府県市によりまして、大阪湾再生推進会議を設置してございます。環境基準を上回る水質改善目標の設定、あるいは湾奥部を中心に重点対策エリアを設定することや、陸域からの汚濁負荷の削減対策などを内容といたしました行動計画を16年3月に策定いたしました。その一環といたしまして、写真にもありますように、堺の浜寺水路におきまして、コンブによる水質改善の実験を行いました。

環境リスクの低減・管理についてでございますが、先ほどの環境の状況でもご説明いたしましたPRT法に基づく化学物質のデータの集計、公表を行いました。それから、土壤汚染対策法という法律がございますが、これに加えて、生活環境の保全等に関する条例を15年3月に改正し、工場跡地からマンションに転用するときにも土壤汚染の調査対象に含めることなどを規定いたしております。16年1月からこの規定を完全施行してございまして、土壤汚染対策法と、大阪府では生活環境の保全等に関する条例におきましても土壤汚染対策を実施しているという状況でございます。

続きまして、自然との共生という部分でございます。

木質資源の活用によりまして、森と木にふれあう暮らしを創造する、またこの分野の産業の創出を図るため、16年3月に森林バイオマス利用推進行動計画を策定しております。また、森林所有者や、NPO、府民などが参画して森づくりを効果的に進めていただくために、同じく16年3月に森づくり推進ガイドラインを策定しております。

それから、「共生の森」構想の策定ということで、これも堺第7-3区に共生



の森をつくる構想をつくってございます。

中環の森づくり事業の実施ですが、これは、大阪中央環状線の車が走っている道の中央部分の未利用地におきまして、中環の森づくりというものを行い、15年度には、オープニングセレモニーとして、東大阪市内の小学生90名を含みます府民160名の方にお集まりいただき、ドングリの苗木を植栽しております。この中環の森づくりにつきましては、大阪府の土木部で実施されている事業でございます。

それから、違法屋外広告物の撤去ということで、屋外広告物条例というものがございしますが、河内長野市と富田林市におきまして、住民団体各1団体ずつ認定し、道路上の違法なはり紙や立看板など違法広告物の撤去活動をモデル的に実施いたしました。

続きまして、環境配慮のための仕組みづくりの部分でございます。

NPO、府民とのパートナーシップづくりのための「環境情報プラザ」の運営ですが、これは、大阪府環境情報センター内に環境情報プラザを設置してございまして、主に環境NPOの方々の活動拠点という形で運営をしております。

それから、環境学習副読本の作成ということで、「あなたが守る！みんなの地球」というものをつくっておりますが、これはインターネットで見られる環境教育の副読本でございます。

木になる夢銀行事業の実施ですが、これは、みどりを育てる大切さを子供たちに体験していただくため、子供たちにドングリを集めていただいて、そのドングリを預かりまして、苗木に育てて、また子供たちにお返しし、みどり豊かなまちづくりのために植えてもらうという事業でございます。15年度につきましては、5,000冊の通帳を発行いたしまして、約200万個のドングリが集まったということでございます。

それから、里山の自然学校「紀泉わいわい村」がオープンしております。環境と共生した里山の暮らしを体験できます「紀泉わいわい村」を15年4月に開村しております。田んぼのワークショップや里山まるごと体験キャンプなど、さまざまなプログラムを展開しております。運営については、提案公募型のプロポーザル方式により決定した（財）大阪YMCAがNPO等との連携を図りながら行っています。

最後に、府の率先行動の拡大についてでございます。

1つ目は、府庁エコアクションプランの推進でございます。府庁エコアクションプランと申しますのは、府庁の事務事業において率先して環境配慮を行おうという行動計画でございます。15年3月に改定しまして、各部署において省エネルギーやリサイクル等に現在も取り組んでいる状況でございます。

2つ目は、環境ISOの推進ということで、府庁の本庁舎、水道部の村野浄水場、森ノ宮にございます大阪府の環境情報センターでISO14001の認証取得をしておりますので、これについて内部監査も含めて実施をしております。

3つ目は、グリーン調達 of 拡充で、大阪府自身が大口の消費者でございますので、再生紙の利用など環境負荷の少ない物品の購入、使用を進める取り組みを実施しております。15年3月にグリーン調達方針を変更し、対象を15の分野に拡大しております。おおむね目標を達成しているという状況でございます。

時間の関係で走ってしまいましたけれども、15年度 of 大阪府の環境の状況、環境に関して講じた施策について説明申し上げました。

資料3-2の報告書本体については、これ以外にもたくさんの事業を行っているんですけれども、できるだけ多くの府民の方々、あるいは事業者の方々に読んでいただけるように、30ページ程度の冊子に抑えて、主要な事業に絞り込んで掲載をさせていただいております。その中の32ページから37ページには、環境総合計画に掲げた数値目標とその進捗状況について、できるだけ客観的な数字で掲載しておりますので、またご覧いただきたいと思っております。一部、15年度の状況でない項目、あるいは達成状況が示せていない部分もございまして。これは統計の関係でどうしても書き込めなかった部分ですけれども、わかり次第、これからも順次つけ加えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上でございます。

**南会長** どうもありがとうございます。ただいまのご報告に対しまして、何かご意見は……。

**井田委員** 事前配付されました資料3-2の32ページですが、表の中ほどより下のところに森林の保全というのがありまして、間伐実施率が平成15年度で75%にも達しているという非常に喜ばしい数字が出ています。この森林というのは、大阪府全域を見たときの75%なんですか。

それからもう一つは、9ページのところで、間伐材を用いて木質ペレットストーブを公共施設に設置して、間伐材の資源循環利用に非常に積極的に取り組んでくださっているということなんです。実際にこのときにつくられた木質ペレットというのはどのぐらいの量なのか、あるいはどこで発生した間伐材をどの程度ストーブ用にするのができたのか。すなわち、循環利用するというのは、現実に発生した間伐材のうちの何%ぐらいが有効利用できるような形になったのか、教えていただけたらうれしいと思っております。

**南会長** ただいまの井田委員のご質問は2つありましたが、非常に関連しております。数値としては32ページに間伐実施率が75%と出ている、分母と分子も含めて、この75という数値の根拠、そうして、それを木質ペレットストーブに利用し

ている写真が9ページに出ていますが、実際にどれぐらいの量をどのように活用しているか。これについて、事務局の方でどうぞ。

**事務局（津田課長）** 担当しています森林管理課長です。達成率のところの75%ですが、これは人工林のうちのスギ・ヒノキの森林に対しての間伐率です。

それから、ペレットの方ですが、これは、高槻の田能というところにペレット工場をつくりまして、一度木材を粉にして、それを圧縮し小指状のものにすることによって流動性を持たせて、例えばサイロとかそういう入れ物に入れておくと流れていくということで、ボイラーやストーブに北欧などでは利用されておりまして、どこから来た材であるかということですが、北摂の方でいろいろ開発されているところがありまして、主にそういったところで焼却処分されるものを有効利用している、それともう一つは間伐材で材として利用されなくなった端材を利用しております。数量ですが、今のところ生産量は600tぐらいです。

**井田委員** ということは、大阪府で発生する間伐材の雑物の中で600tというのは、大体どのぐらいの割合になるのでしょうか。

**事務局（津田課長）** ちょっとデータは持っていませんけれども、大阪府で間伐した材の大体20%が今利用されております。それは、例えば杭丸太などの土木資材、それからフェンス用などで丸棒加工といたしまして円柱状にするわけですが、大体そういったもので、間伐した中で20%が利用されている。あとの80%は、山の中で処分されております。ペレットの600tに対しての間伐量というのは、母数はちょっと覚えておりませんので申しわけないんですけども、それはほんのわずかな量になってきます。

**又野委員** 3-2の資料の31ページの右上に、自然環境評価地図の作成着手ということがありまして、これは基礎的なデータで非常に重要なものではないかと思うんですけども、作成に時間がかかり過ぎると、その間に環境が変わってしまうことがあると思うんです。大体でいいですので、これの計画的なことをお教えいただきたいと思います。

**事務局（三宅室長）** 緑整備室長でございます。今お話のございました31ページのエコロジカルネットワークに関連する自然環境評価地図でございますが、現在いろいろ、生き物関係をメッシュに入れる作業などをしてしております。私ども、食とみどりの総合技術センターなどとタイアップしてございまして、今、いろいろなデータを、GISとか、そういったコンピューター化するのに時間がかかっておりますけれども、今おっしゃったように、こういったことは自然環境の一番の基礎になるものでございますので、来年ぐらいをかけて頑張っていきたいと考えております。よろしくお願ひ申し上げます。

**又野委員** よろしくお願ひします。

**南会長** 又野委員は、日本野鳥の会からこの審議会に出席していただいています関係で、今のようなご質問になったと思います。よろしくお願ひいたします。

**山口委員** 私は、先ほどご説明がありました自動車公害のところ、それからもう一つは環境市民ということにかかわっております、概要にあります大阪府地球温暖化防止活動推進センター・みどり公社の関係ですが、特に仕事上にかかわっております自動車公害の部分でいいますと、今、大阪府は、とにかくマイカーの利用数を減らそうということで、事業所マネジメントという形で、企業に呼びかけながら、その社員に参加してもらおう方式をとられていて、去年は松下の1社、ことしは10数社入っているということですが、私どももモデルとして携わらせていただいております。このように、ヒートアイランドを防止するために、既にそれぞれの部署が大阪府でも行動しておりますが、質問の趣旨は、この審議会のあり方として、こういった報告を聞くこともそうなんですけれども、審議会自体がヒートアイランド防止のためにいかに行動する部分を府民に還元していくか、一緒に参画していくかという、役割を広めていく部分でいかに連携をしていけばいいのかなというふうに私自身のポジションとしては考えております。

それと、環境市民としての部分ですが、大阪府の方はこういった環境事業を各市民団体に移行しながらやっていく傾向にあります。そういった中で、一つ問題点といたしまして、いわゆるボランティアで今までずっと活動してきたわけで、大阪府は財政危機の中ですが、環境のエリアのところはボランティアの活動だけでいいのかどうか。もう少し責任性を持った体制にしていくならば、そういった活動エリアでの雇用形態という考え方もこういった審議会のところできっちりと提言というんですか、そういったものを研究、検討していけないか。

これから、大阪府の行政の中で大阪府民と事業体とどういった形でやっていけばいいのかということで、私自身も2つのかかわりの中でちょっとしんどい部分もありますし、長続きするんだろうかという部分もあります。この2点について、せつかくそれぞれのところで行動し出しておりますから、それを本当に点じやなしに面にしていくためにこの場を生かしていければなと感じておりますので、ちょっと会長のお考えなりを聞かせていただければと思います。

**南会長** ただいまの山口委員のご質問、ご指摘は、一言で言えば、自動車公害をだんだん減らしていく上で、行政と一般市民あるいは各自治体、さらにはボランティア活動、そういうものとの連携をどうとって、どのような責任体制をとるか、そのあたりについてのご意見のように感じました。これは、簡単にお答えできるような問いかけであるかどうか、あるいは何となく直感としては、今のご意見を十分今後の施策にも反映させながら考えていくという、そういうことかと思ったりしますが、事務局の方からどなたかお答えいただけますでしょうか。

**事務局（石川課長）** 事務局をやっております環境農林水産総務課長の石川でございます。今、山口委員の方からは、行政、民間も含めましていろんなセクター、主体の環境問題への取り組みについて、今後より一層進めていくためにどうしていくのかというご提案といたしますか、そういう趣旨のお問い合わせというふうにも理解をしております。環境審議会の役割といたしますか、ねらいにつきましては、環境基本法あるいは環境に関します法律についてご審議をいただくという合議制の機関でございますので、私ども今回、5月にも諮問させていただきましたヒートアイランド対策についての一定の考え方をご意見をいただきながらまとめていく、それをもとに、まず行政がどういう対応をしていくのか、その基本になる考え方なり取り組みの方向をお示しいただくことがまずベースかと考えております。

また、その上で、大阪府の施策といたしまして、民間も含めました様々な取り組みをどう進めていくのかということにつきましては、今後、我々もじっくり議論し、時間をかけて検討を進めながら、いろんなご意見をこの審議会の場でいただいていくように考えておりますので、今後、議論をいただく場でまたご提案をいただきましたら幸いです。

**田村委員** 2つ質問したいことがあるんですが、まず一つは、一般廃棄物のリサイクルの現状についてです。近畿圏は処分場等がきちんと整備されているので、全国よりもリサイクル率が低いというようなご説明があったんですが、各市町村は今後も恐らく施設整備にますます力を入れていく方向にあると思うんです。ということは、リサイクルに関しては、ますますリサイクル率が全国と比較して低くなっていく傾向にある。事前配付資料の4ページを見ると、リサイクル率は大阪府だけで見ると高くなっているんですけども、全国のリサイクル率とは明らかに差があいていて、その傾向がますます進んでいくとお考えなのかどうか。あるいは、何か独自の施策を持っていらっしゃるのかということをお伺いしたいのが一つです。

もう一つは、水質に関するところ、きょうの資料でいうと2ページの上の方ですが、未処理の生活排水の寄与が高いということで、さっきの説明、私が聞いた範囲では、その寄与率は5割ぐらいだという話でした。これを22年までに100%処理するという事なんですけれども、それによって負荷が5割減るということなのかどうか。また、5割減ったとして、残りの5割はどうなるんだということをご説明いただけたらと思います。

**南会長** ただいまの田村委員のご質問は、リサイクル率の全国平均との乖離について、さらに生活排水処理が100%になっても実際に残り5割ほどの負荷をどう処理するか、そういうことだと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

**事務局（小松室長）** 循環型社会推進室でございます。リサイクルの関係で、先ほど先生お示しの4ページでございますが、確かに大阪府の場合は全国より数字が低うございます。私ども、市町村に対しましては分別収集をするようにということが一点、もう一つはリサイクル施設の整備を今後とも図っていきたいと考えておりまして、これからは向上していくものと考えております。現在、大阪府のリサイクル率は9%でございますけれども、今後は上昇していき、少なくとも全国平均には持っていきたいと考えております。

**野田委員** これは大阪市も入っているわけ。

**事務局（小松室長）** 入っております。

**野田委員** 大阪市は分別をやってないでしょう。

**事務局（小松室長）** ただ、大阪市も今後、順次分別収集を導入していくということ聞いておりますので、今後はリサイクル率は向上していくものと考えております。

**南会長** 自治体間で若干の温度差があるという、これはかなり大きな問題だと思いますが。

**事務局（大槻副理事）** 2つ目のご質問、生活排水の件でございますが、平成22年までに生活排水を100%適正処理をするという計画をつくりまして、大阪府では、市町村を含め、これに向けて進めているところでございます。現実問題として、生活排水のウエートが、河川でいいますと8割を超える状況となっております、そのうち未処理のものが半分を占めておりますので、特にこの未処理のものが合併浄化槽あるいは下水処理場でクリアされることになると、その部分がかなり負荷としては減るという理解をしております。その残りの部分については、ある程度処理をされたもののウエートがまだ若干残りますが、現状としては河川の環境基準をかなりクリアできるのではないかと理解をいたしております。完全にゼロにはならず、ある程度処理をした部分が出ますので、その部分の負荷はやはり残ってしまうということでございます。

**高橋委員** 33ページの計画目標と達成状況のヒートアイランド対策のところ、専門家ではありませんから余りよくわからないので、質問をしたいと思います。基礎的な質問ですが、緑被率というところで、この達成率66%というのは、府下全体が66%ということなんですね。ヒートアイランドというのは、郊外にどんどん広がっているとはいうものの、結局、都市の中のヒートアイランドが都市居住者にはとても大変だということなので、この府下の緑被率というのはどういう形で設定していらっしゃるか、まずお聞きしたいと思います。

**南会長** 緑被率66%、それと実際のヒートアイランド対策の達成に向けての取り組み、そのあたりの問題について、どうぞ事務局、お願いします。

**事務局（大江課長）** 緑整備室緑推進課長でございます。緑被率でございますが、これは大阪府内の市街化区域全体に対する樹林・樹木の比率でございます。昭和52年に、当時5.2%であったんですけれども、それを3倍にするということで、15%という目標を立てまして、直近の数字が現9.9%という状況でございます。この66%というのは、15%に対して9.9%、ですからパーセントをパーセントで割るといのはちょっと乱暴なんですけれども。

**高橋委員** わかりました。一般の方がこの報告書を読まれるから、ちょっとわかりにくいかなと。私は一般代表ですので。

そのときに、市街化地域で15%ということは、市街は居住地域ですよ。私、大阪府のヒートアイランドというのは必ず大阪市が入ると思うんです。その大阪を抜きにしては……。これは違うんでしょう。

**事務局（大江課長）** 大阪市は入っておりますので。

**高橋委員** 入っているんですね。ということは、次の質問があるんですが、屋上・壁面緑化とか、今すごくはやってますでしょう。私は、これはやっぱりコストとのバスターだと思っんです。大阪市は、住民もすぐ木を切るんですよ。木を切って屋上・壁面緑化をするということの意味は何かなといつも思います。自分の家の前に木があると大変だからといって、お店の方が全部切られて、私は、そういうのもっと啓発した方がいいと思っんです。わざわざまた税金をかけて壁面緑化とか屋上緑化をする、これは学者によっては物すごく高くつく。ある意味で、これのはっきりしたコスト計算というのを私たちには知らされておられません。これはやっぱり知らせてほしいんですよ。今、大阪府がこれだけ貧乏なときに。本当に屋上緑化にかわる市街の緑被に対する抜本的な考え方をもっと府民・国民に啓発しないといけないと思っんです。

私なんかはいろいろ海外で住んでいますから、国民は木と一緒に暮らすというのがヨーロッパなんかでは根づいているんですが、木を切って壁面緑化は何だろうなといつも思っっております。郊外でもこのごろ、マンションとか建てられるときに木を植えられますけれども、木を残して植えるという発想がほとんどないんです。それはすごく無駄なことだと思っっています。これは全くもって府民の意識啓発の問題ですが、こういうもっと抜本的な施策を考えてほしい。ドングリの貯金もいいですけども、こういうことを子供たちに言わなくちゃいけないんじゃないかと思っっております。

**南会長** 高橋委員、どうもありがとうございました。今、いろいろご提言いただいたのは、ぜひ緑化を推進する方向をもっと啓発すべきだというご意見だと…

**高橋委員** 特に都心の緑化を推進してほしいと思っんです。

**南会長** そうですね。確かに切っている状況がかなり目立ちますね。

**奥村委員** 今お聞きしてしまして、今の緑被率の問題でもそうですが、最初に井田委員さんが言われた間伐の問題も、その数字をここに記載するのが果たしていいのかどうか。するなら、どういうことかという細かい説明がないと、先ほどのお尋ねに対しての回答から見れば、20%という数字も出ていましたけれども、そういう点から見て75%をこのまま書くのはやっぱりよくないと思います。今の緑被率の問題でもそういうことがあるんじゃないかと思いますので、ぜひその点は検討いただきたいと思います。

たくさんあるんですが、一つは、基本的な問題で、環境白書を15年版とそれ以前の見ましたら、分量も少なくなっていますし、データの掲載が、これについてはインターネット等でご覧くださいということになっています。今、府民の中でインターネット接続のパーセントはまだまだ低い。そういう中で、こういう公的なデータをインターネットで公表しているからということでは、以前から見たら情報公開の後退になると思います。私は、環境白書などにあわせて、データ部分についても一緒に冊子で公開すべきだ、それが基本だと思いますので、そのことについて基本的な考え方をお聞かせいただけたらと思います。

2つ目ですが、13ページに二酸化窒素の環境保全目標の達成というのがあります。この数字を見てみますと、年平均値という形での記載をされていますけれども、環境基準の場合は、私は素人ですが、長期的な評価が大事なのではないかと思います。長期的な評価では、年間における1日平均値の低い方から数えて98%目に当たる数字をとって、0.06ppmが達成できて評価できるんだというようになっています。そういう点から見れば、今の大阪府の数字で達成しているのとかどうか。これは浮遊粒子状物質でも同様に、長期的な評価という点から見れば、大阪の今の環境は、今の説明ではほぼ達成したという話になっていますけれども、私は実態はそうではないのと違うかなと思います。大阪市の環境白書を見ましたら、やはり長期的な評価で、こういう数字でこうなっているということで、大阪市の中ではまだまだ達成していないという状況がきっちり記載をされています。その点から見れば、大阪府のこの数字は一体どうなのか、いかがなものかという気がしますので、ご説明もいただけたらと思っています。

それから3つ目、健康という問題についてもここでいろいろ書かれてしまして、先ほどの環境基準の達成云々の問題にもかかわりますが、特に大気汚染での健康被害が大きな問題になっております。特に、児童生徒のぜんそくの問題などが以前からいろいろ言われてしまして、これの関連というのは環境問題でも大事な側面だと思います。大阪府が実施しております子供の健康調査の一番新しいデータを見ましても、幼稚園では全国が1.29%で大阪は4.3%、小学生になると2.52%が全国で、大阪では4.9%ということで、どれも20年前から見ても8倍ないし5倍、



こういうことになっているという点では、いまだに深刻な実態がある。そういう点から、子供の健康調査とかこういうものとあわせて、こういう取り組みが大事だとか、実態はこうだということがこの中に載るべきだと思うんです。でないと、今の環境の状況と府民の健康に関して、こういうものではその実態がわからないと思います。

4つ目は、現在、環境破壊で起こっている問題がたくさんありまして、新たに環境と生活の問題などについても触れられておりますけれども、例えば寝屋川で今、廃プラスチック処理施設の問題が発生しています。同様の施設が東京の杉並区にあって、それが杉並病と言われるような新しい健康破壊を生んでいる。そういうところと同じような施設をつくられるということで、地域で大変な問題になっています。これについては、ミニアセスでいいということになっているんですね。振動と騒音だけ。しかし、本当に有害物質かどうなのかという本格的なアセスメントをやらないといけない。こういうものをそのままにしておくと、結局また新たな環境破壊で被害が出てくる。そういう点では、現実に起こっている問題などについて、こういう課題があるんだという認識を、これが白書に反映されるわけですが、その中で書かれるべきだろうと思います。

最後ですが、この冊子の最後に予算が書かれていまして、46ページと47ページに漁場の環境保全対策とか港湾等の浄化事業の予算があります。これは要望みたいな意見ですが、特に今年などは台風が大変多くなって、石津漁港などは台風の後に廃棄物で全部埋まってしまうまして、こういうものの処理などについては、漁業者の方だけにとということではなくて、やっぱり環境改善という点では行政的なフォローアップが必要なのではないかと思います。一定予算をここに書かれていましたので、そういう点なども、今後ぜひ力を入れて取り組んでいただきたい問題として、この機会に申し上げておきたいと思います。

**南会長** ただいま奥村委員からご意見を5点にわたっていただきましたが、これらは貴重なご意見として承って、今後の行政に生かすという、この審議会としてはきょうの時点ではそういう取り扱いでよろしゅうございますでしょうか。

**事務局（大槻副理事）** 2つ目のNO<sub>2</sub>の環境基準の件でございますが、基本的には1年間の評価をやっておりますので、長期的評価をやっていくということでご理解をいただきたいと思います。大阪市のデータと府のデータが違うということにつきましては、そんなことはないだろうと理解しておりますので、もう一度確認をいたしますが、例えば二酸化窒素・NO<sub>2</sub>の環境基準につきましては、自動車排ガス局では一部環境基準を満たしていないということもございます。市と府のデータにつきましては、調整もしながらやっておりますので、基本的には同じものであるというようにご理解をいただきたいと思っております。

**奥村委員** 私、データが科学的に違うということを申し上げているわけじゃないんですけれども、記載の方法が、どちらが丁寧なのかという点ではありますが、大阪市の白書を見ますと、長期的な視点で、こういう点で達成できれば環境基準が達成しているんだというふうにちゃんと説明をされているんですね。その点から見たら、大阪府のものはどうなのか。その点を思いましたので、本当にそういう評価、年平均値でやっておられるということでしたけれども、具体的にちょっとわかりにくいところがありましたので、申し上げたわけです。

**事務局（八谷課長）** 交通公害課長でございます。ちょっと補足させていただきますが、13ページに掲げております二酸化窒素濃度の推移と申しますのは、平均的濃度がなだらかに低下しているという意味合いで載せているものでございます。確かに委員ご指摘のように、紙幅の関係でちょっと説明不足の点がございしますが、環境基準の達成状況につきましては、日平均値の年間98%値が 0.06ppmを超えた測定局ということで、測定局の数の割合ではかれております。そういう意味では、この表からはちょっと読み取れないんでございますが、記載いたしておりますように、二酸化窒素で申し上げましたら、一般測定局では全ての測定局で今申し上げました環境基準を達成している、また自動車排ガスの測定局では残念ながらまだ8測定局で未達成ということで78.9%の達成率という、そういった記載をさせていただいているものでございます。

**南会長** 今の問題は、私自身、バックグラウンドが化学屋でございしますが、先ほどの説明が年間の数値であったというだけで、年間数値を出しながら長期的なものが13ページの図-21に出ているような気がいたしますので、説明の仕方の工夫を今後、今の奥村委員のご意見も踏まえながら、ぜひわかりやすくしていただきたいと思っております。ありがとうございます。

時間の関係で、西野委員の発言をもってご質問は最後とさせていただければと思います。

**西野委員** 資料3-2の18、19ページにかけての水環境の保全というところの浄化槽市町村整備推進事業の部分ですが、22年の100%処理達成に向けてということで、その指針が書かれています。ご存じの方もいらっしゃると思うんですが、合併浄化槽を維持管理していくに当たりまして法定検査というのがありまして、7条検査、11条検査というものなんですが、7条検査は皆さんほぼ100%完了しているんですね。しかし、11条検査は、いわゆる清掃とか維持管理は大阪府下で2.3%しか検査を受けていない、ほとんど受けていないということなんです。この状況で浄化槽のいろんなシステムをつくっていくということなんですが、こういう質問をすると多分、その所管は健康福祉部だから、そこで聞いてくれというお答えになると思うので、私は何をお伺いしたいかといいますと、こういう事業を

推進するに当たりまして、縦割りじゃなくて、健康福祉と環境と横の連携を持ったプロジェクトというのかあるのかどうか。ここは環境、こっちは健康福祉、そういうやり方をしないかどうか、その一点だけ聞きたいんですが。

**事務局（大槻副理事）** メーンの担当が環境衛生課というところでございますので、そこがやっているといえば縦割りの典型の話なんですけど、今おっしゃいました7条検査あるいは11条検査につきましては、浄化槽の業者で作る協会がございまして、この協会と環境衛生課、それから私ども環境管理課、建築指導室、この4者が集まって委員会等をつくり、毎年浄化槽の指導等をどうするかということについて議論をやっているところでございます。決して縦割りということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

**南会長** いろいろご意見がおりかもしれません。今後、ともかく努力はしていただきたいと存じます。

限られた時間の中で非常にたくさんの貴重なご意見をいただきました。環境の問題、あるいは我々の生活に密着した問題が取り上げられておりますので、まだかなりご意見があろうかと思っておりますが、ただいまいただいた貴重なご意見を真摯に受けとめて、環境総合計画の進行管理にぜひ役立てていただきたいと強く思います。事務局サイド、よろしく願いいたします。

それでは、予定の時間は4時まででございますが、議事進行、不手際で申しわけございません、もう一点、温泉部会における決議事項報告につきまして、部会長の熊井委員の方からご報告をお願いいたします。

**熊井部会長** 熊井です。時間も余りありませんので、簡単に報告いたします。

先回行われました環境審議会以降、温泉部会が1回開かれました。そのとき、知事から諮問のあった温泉法に基づく2つの事項、新しく井戸を掘削する申請と動力を設置する申請について協議いたしまして、その結果を資料4に記載しておりますので、簡単に報告いたします。

別紙に一覧表が出ておりますが、温泉掘削に関して14件、ポンプ・動力設置に関して6件、計20件審査をいたしまして、いずれも申請を許可いたしました。一部、地盤沈下等の関連で採水が禁じられている部分については条件をつけて許可いたしております。最近、景気が少しよくなってきたのかどうかわかりませんが、掘削申請がふえております。実は、大阪府内には130以上の温泉が掘削されておまして、温泉自体の量がどの程度になるのかということも心配になってきておりますので、温泉部会としては、その辺も含めて長期的な検討をこれからやっていきたいと考えております。

以上でございます。

**南会長** どうもありがとうございました。ただいまのご報告、特にご質問はござい

ませんでしょね。

本日予定しておりました議事は以上でございます。予定の時間が参っておりますが、せっかくの機会でございます、委員の先生方、何かこの機会にご発言、ご意見、重ねてございますでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、進行を事務局、お願いいたします。

**司会（下村総括主査）** 南会長、どうもありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、酒井環境政策監からごあいさつ申し上げます。

**酒井環境政策監** 本日は、長時間にわたりましてご審議をいただき、誠にありがとうございました。

本日は、ほう素等の排水基準に係る経過措置の見直し、大阪府循環型社会形成推進条例の改正につきましてご答申をいただきました。あわせて感謝申し上げます。また、平成15年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告に対しましても、委員の皆様方から様々な貴重なご意見をちょうだいいたしました。賜りましたご意見につきましては、私どもこれを十分踏まえ、これからの環境行政に全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞ皆様方におかれましては引き続きよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

**南会長** 本日は、本当に貴重なご意見を多数いただきまして、ありがとうございました。今後とも、環境問題に対して真剣に取り組むべく、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

**司会（下村総括主査）** それでは、本日の審議会はこれで終了させていただきます。長時間、どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時3分